

岐阜県公報

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知
道路の区域変更

(森林保全課) 四五七
(道路維持課) 四五八

公 示

県営土地改良事業計画の決定
大垣都市計画道路事業の周知

(農地整備課) 四六〇
(都市整備課) 四六一

告 示

岐阜県告示第三百九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市上之保字諸神二四六六〇の四、二四六六七、二四六七八の三(次の図に示す部分に限る。)、二四六八四の三、字笹畑二四六九四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字諸神二四六六〇の四・二四六六七・二四六八四の三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、二四六八八の三、字笹畑二四六九四の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町小那比字中島二〇一・二二〇五・二二〇六・字森前三三〇五・三三〇七・三三〇八・三三一〇の一・三三一〇の四・三三一〇から三三一六まで（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）、三三一〇の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡川辺町上川辺字間見峠四一九九の一、四一九九の二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び川辺町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年十一月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考

一般国道		路線名		区間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
四百七十一号		飛騨市神岡町数河字太尾 平一九一一番地先から		同市同町同字同 一九二番一地先まで		後	前	一〇・九 二四・〇	六・三	六・三			

岐阜県告示第四百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年十一月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月十五日

岐阜県知事 古田 肇

県道		路線名		区間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
本山東線		揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬 字石龜淵二〇四一番五地 先から		同郡同町同 二〇四五番七地 先まで		後	前	一四・九 二六・〇	二〇・八	二〇・八			

岐阜県告示第四百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年十一月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月十五日

岐阜県知事 古田 肇

県道		路線名		区間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
垂川井合線		揖斐郡揖斐川町大字春日 川合字古屋四〇二三番一 地先から		同郡同町大字同 四〇〇九番地 先まで		後	前	九・七 三・〇	四七・九	四七・九			
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前
A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
六・九	三・七	六・九	三・七	六・九	三・七	六・九	三・七	六・九	三・七	六・九	三・七	六・九	三・七
四三・九	五七・八	四三・九	五七・八	四三・九	五七・八	四三・九	五七・八	四三・九	五七・八	四三・九	五七・八	四三・九	五七・八

岐阜県告示第四百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年十一月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一般国道		路線名		区間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
三三三号		揖斐郡揖斐川町東横山字 摩生戸一三三三番一地先 から		同郡同町同 一三三一番一 地先 まで		後	前	三・七 六・八	二二・二	二二・二			

岐阜県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年十一月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延 長 （メートル）	備 考
県道	七富 宗加 線	加茂郡喜加町大字滝田字 東山浦一三六四番六地先 から 同 郡同 町大字加治田 字井ノ木三四一一番六地 先まで 加茂郡喜加町大字滝田字 幅上一三〇〇番二地先か ら 同 郡同 町大字加治田 字井ノ木三四一一番六地 先まで 加茂郡喜加町大字加治田 字井ノ木三四一一番六地 先から	前 A	六・〇 三・〇	七九・〇	A B 及び 係図は 係図は に表示 する敷 地の区 分をい う。
			後 A	六・〇 三・〇	七九・〇	
			前 B	二・二 三・四	四九・〇	

同 郡同 町大字同 字同 三四〇三番二地 先まで	後	一四・六 二四・六	四九・〇
--------------------------------	---	--------------	------

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
中 根 地 区	高 山 市 役 所	令 和 四 年 一 一 月 一 五 日 以 降 一 月 三 十 一 日 以 前 まで

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
桑原揚水機場地区	羽 島 市 役 所	令 和 四 年 一 一 月 一 五 日 以 降 一 月 三 十 一 日 以 前 まで

大垣都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により都市計画道路事業の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

大垣都市計画道路事業

三・三・百号 大垣関ヶ原線

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所の所在地

岐阜県数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市整備課

四 事業地の所在

収用の部分 岐阜県不破郡垂井町府中字釜土、字才之木 字屋敷及び字外中並びに

新井字中野、字下中野及び字西野地内

使用の部分 なし

令和四年十一月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社